

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【15】」

2. 日時：令和3年7月15日(木) 16時45分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長、田邊係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について
- ・資料-2 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計について
- ・資料-3 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。
0:00:05	原子力規制庁のイワノです。それでは、
0:00:09	大飯大飯発電所 34 号機に係る火災感知器の増設に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:17	それではまず、関西電力の方から前回の審査会合において指摘した事項に対するコメント回答について説明をお願いします。
0:00:30	はい、関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。本日は、すみません、よろしくお願いいいたします。本日は資料を三つ御用意してございます別表資料をまず先に御紹介いたします。資料 1 としてはPowerPointイメージでございますが、コメント回答についてと書いてあんの。
0:00:50	でございます。資料 2 が火災感知器の設計についてということとして資料 3 が技術基準に関する規則への適合性についてという資料となっております。まずはこの資料 1 をですね、ご覧いただきまして、先ほどご紹介いただきました 6 月 15 日のコメント、
0:01:10	それは対応について、まず概略を御説明したいと思います。
0:01:15	すみませんが、まず資料 1 のノポイントの右肩の 1 ページのところをご覧ください。
0:01:23	前回 6 月 15 日にコメントいただいております。3 点ございました。1 点目としましては、ちょっとその表に書いてございますが、基本設計方針を示して許可整合について説明することということで、この資料 1 の中でこの脇に 3 ページから 9 ページで、
0:01:42	基本設計方針の見直しについて御説明しつつ、設置許可添付 8 との整合性、こちらの中身を中心に御説明したいと思っております。あと 2 ポツ、3 ポツは資料 23 と続いて反映してございますので、これはまた後程、
0:01:59	資料 2 さんのほうで御説明をいたします。それではこの資料 1 ではですね、この後攻め決定いただきまして教セキ法人の見直しについてということからまず御説明したいと思います。
0:02:12	2 ページ目をお願いいたします。
0:02:15	矢羽が改定を精錬してございますけれども、2 番目の矢羽からですね、従前から議論になってましたというと申しますか前回 6 月 15 日でですねえとやりとりのございました。
0:02:32	家族間危機がですね消防法施行規則通りに設置できない場合、十分本水準 2 を確保する形で設置する設計ということで対応するという考えでございます。その点は、2 番目の矢羽に書いております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:49	三番目において、矢羽では十分なファシリティの確保ということについては、火災防護で重要な機器に対するエラーの方に影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行えることのように定義をいたしました。
0:03:04	あと4番目の矢羽はですね、それに照らしては加工する核異例の設計について具体的に記載するというございます。この下のなお書き等で書いておりますが、こういった考え方に関しまして、10年、以前ですね、補正申請しておりましたという。
0:03:24	時の基本設計方針の記載事項。
0:03:26	の記載レベルがですね。混在しておりましたので、改めてか再整理をしております。まあそういったことで、3ページ以降見直したものとなっております。
0:03:38	これ3ページのところをお願いいたします。ここ大きく分かれてございませんで、政党レポートの火災感知設備のところの冒頭の一目のパラグラフのところに最後のところに気を基本とすると。
0:03:54	という言葉を入れさせていただいておりましたが、策定をしております。4ページ目をお願いいたします。
0:04:02	4ページ目のところはですね、3ページ目のところにある、ある記載を受けた格好でそこまでが基本的な組み合わせの感知器について3ページは書いてあるわけですが、4ページのところではですね、それ、
0:04:19	それと間違ふ負担組み合わせ光ファイバーとか、Km熱感知器とか、比熱サーモカメラとかそういったものを採用する場合のことをウェイ側の赤のパラグラフでは来たりしてございます。
0:04:36	で、その下の関係については出ること、ここ23条4項に従い設置できる場合フォーマル書いた上で、その下にただし書きということで、今回議論させていただきました火災区域区画において、
0:04:53	消防法施行規則に定めた方法または同等以上の方向には設置できないという場合について、これ以降に書くということでございます。この後に書くのがいかいから早め示すエリア。
0:05:09	についてが対象でございまして、その点について十分な保安水準を確保して対応するというを書いております。
0:05:18	5ページ目をお願いいたします。5ページ目では十分な保安水準の確保ということも考え方を宣言した上で、その下、移動と続きますが、はたか天井エリアに関する設計の記載。
0:05:33	労務部分は屋外エリアに関する設計の記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	で、6 ページをお願いしたいんですが、6 ページがアプリデイサービス資金まで議論させていただいた放射線量が高い場所を含むエリア、これについての記載をしたということで記載させていただいております。
0:05:53	このたか天井等屋外とこの放射線量が高いエリア、このELOCAについてですね記載したのかっこうで、これはどう同等以上の方について言う対象であるということでございます。
0:06:09	整合性という観点でちょっと申し遅れましたが、これらの基本設計方針がですね設置許可の添付 1 と整合してるかという関連につきましては右側のほうに記載しております、例えば今 6 ページのところでご覧いただきますと、
0:06:25	放射線量が高い場所を含むエリアについて、真の感知器を組み合わせて設計を設置すると、設計としております。これをこの基本設計方針や具体的に記載しているということであって、を組み合わせる感知するというについては、
0:06:44	設置許可の添付 8 と整合してるという整合性の記載としてございます。
0:06:49	それと以降ですね発火発火性引火性の踏み切つと記載は変更ございませんで、その下、見ていただくと、空白に見えますが、ここはですね左側の添付 8 をご覧いただくと、(1)以降、原子炉格納容器とか海水管トンネルエリア以下
0:07:09	燃料一応タンクと続くところで 1000 万けれども、こういった個別のエリアに対してですね詳細に書いているというところについてはですね、この基本設計方針として書くのではなくて、これ整合性のに書いておりますが、
0:07:26	個別エリア目規制庁さんについては、火災防護に関する説明書に記載しておりますので、そちらのほうで考え御確認いただけるということでございます。
0:07:36	以降、8 ページの同様に、(4)の固体廃棄物貯蔵庫まではですね、説明書に記載するという記載方針としてございます。
0:07:47	最後の 8 ページの一番最後の部分、燃料取扱用水ピット復水ピットエリア、ここはですね、設置許可ペーパー程度感知器を設置しない設計とするという記載をしておりましたので、ここについてはですね、時系統業績方針の中で、
0:08:05	ここを引用して受けた格好で記載をしてございます。
0:08:10	別途このような形で、
0:08:12	基本設計方針で向性ええと同等保安水準をですね担保するところの露岩の記載であるとか、あと、加えて、それ以前によりですね、基本設計方針に各エリアの細かい記載をですね個別に転換しておったんですが、
0:08:30	そこについてはちょっと整理したほうがよいのではないかとことも看過成しまして、先ほどの 6 ページ以降のですね、コミュニティーエリアのわからないし、記載については整理をさせていただいて、
0:08:42	資料 1 につきましては以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:46	すみません、引き続き資料二、三と通して説明させていただいた上で、ご質問受け入れる形でよろしいでしょうか。
0:08:59	原子力規制庁のイワノです。その続けて説明をお願いします。はい、承知いたしました。それでは資料 2 でございます。ちょっと時資料 2 をご覧いただくときに先ほどのコメントも今日の会議という意味では、資料 1 のですね／込みというイメージの右肩 1、1 のページのところ、
0:09:19	炉のコメント内容の 2 番のところをご覧ください。前回いただいておりましたコメントはですね、感知器の設置に関わる放射線の作業計画工数被ばくの算出方式方針について整理して補足説明資料に記載することと、
0:09:37	いったこととございましたので、5690 エリアについてですね、詳細を説明することとでございます。今お手元の資料 2 の中でですね、この点につきましては、別途 57 ページ。
0:09:53	以降にですね、今回の暴力 90 に関わるエリア分類Bツーエリアにおける被ばく線量で集団線量の試算についてというページを兼務という位置付けとしてございます。
0:10:08	ここで 57 ページ 58 ページでそういった線量の評価をしているわけですが、これの後ろ、59 ページ以降ですね作業における交通の見積もりとか、そういった内訳についてですね。
0:10:25	補足できるものを付けるということで、59 ページ以降に資料をつけさせていただきました。こちらが資料 2 の反映不足説明資料への反映でございます。
0:10:38	続きまして資料 3 でございます。資料 3 につきましては、窃盗コメント内容のところの 3 名の行ですけれども、今回技術基準規則の柱書十分な保安水準を確保することをもってですね。
0:10:56	規則への適合性を確認するということでございます基準の適用性を確認するということでございますので、その点についてですね、私どもの頭の整理がどのように適用性を考えているのかということを出してまとめたものがこちら資料 3 となります。
0:11:14	資料 3 の構成でございます。それとこの資料につきましては、これまで性とこ向こう線量、放射線量が高いエリアの抗力宮中といったところを議論して参りましたので、この資料 3 ではまずその暴力 90 の設計について、
0:11:33	という基準への適合性を説明すると位置付けてございます。1 ポツで、技術基準規則の定義の適合性についてということで、そう適合の考え方というものを、第 1 パラグラフにまず考えて書いております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:50	ダイエー第 2 パラグラフのまた、また以降ではですね、先ほども触れましたが、十分な保安水準の確保ということについての定義であるとか、まああの波及的影響防止の観点から早期感知すると。
0:12:05	言ったようなところですね、第 2 パラグラフのほうで触れております。
0:12:10	以降、その下はですね、5690 というエリア個別のエリア単位ごとにですね、そのエリアではどのような早期感知、限定するせ設計としているのかといったことについて、概略触れてございます。
0:12:28	ここは 1 ページから 2 ページ目の丸のところで適用性についての説明でございます。
0:12:34	で、2 ページの絵と中段下の所整備ぼつの政治の確保に関する技術的な評価というところからですねしかるに、個別のエリアごとというか、に配置設計がどうで、
0:12:50	それに対してエンドウや、同感知ができると考えているのかということでもまとめたものでございます。2 ポツの(1)の化学体積制御設備だ点等がある物質及び使用済み燃料ピットだ点とバルブ室というのはもう登録⑤⑥と呼んで、
0:13:10	データをとってのエリアを指しております。
0:13:13	aポツではその感知器の配置設計についての説明書きを記載しておりますので、ソースタムのまた書き以降のところですね、線量の高いところに設置方法を検討して楽と排気ダクト内に設置すると。
0:13:29	そういった趣旨のことを書いて、その上で、次のページにですね、3 ページになりますが、これまでパワーポイントで御紹介していたようなですね、排気ダクトのところの風速ですとか、そういったものの排気図等を記載してございます。
0:13:48	そのあと 3 ページの 6 の項ですが、技術的評価という観点で、このかけたら高さ煙の上昇することを勘案してそれはダクト等に入っていくことも勘案した場合に、
0:14:04	感知は可能であると考えている趣旨をこちらに記載しております。SUMCO、ここに書いてある末技術的評価の観点で見た場合に、万一火災が発生した場合にですね、限定された。
0:14:20	この床面とか壁天井のコンクリートで仕切られている状況を踏まえてですね、排気ダクトのアナログの感知器熱感知器研究感知器ですね感知が可能であるというふうに考えて十分な保安水準の確保ができると、私ども、このより評価してございます。
0:14:41	それと同じ絵と展開で 4 ページからはですね、使用済み樹脂貯蔵タンク室について記載しております。これも構成は同じでして、dポツで、配置設計について書いた上で、5 ページのところでは、その実際の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:58	とタンクの位置であるとか、その排気ダクトで家A感知器を設置しているといった旨を記載しております。
0:15:07	6 ページのところは技術評価で、先ほどと同じくの展開でございますけれども、協議の上昇とか、そういったことも勘案して排気ダクトで感知ができるという考え方を 6 ページにまとめてございます。
0:15:22	7 ページをお願いいたします。7 ページは炉内計装用シンプル配管室についてまとめてございまして、こちらについても同様の書き出しをしております炉内A 系統の深部配管してですね。
0:15:40	安全機能を有する機器等がなくといったことであるとか、当該機能を喪失する恐れがないということで、そういったことも踏まえてですね、感知器の設置、先ほどまでの排気ダクトとは異なりますけれども、
0:15:55	感知器の配置図をですね、8 ページであるとか、9 ページ、ループ数に期待する場合、なども 9 ページなどに記載してございます。それらの技術的評価という観点では 10 ページのほうにまとめて記載しております、
0:16:13	待とう当該エリア内で火災が発生した場合ですね、エリア内のアナログの熱感知器で感知が期待できるということで、今 10 ページの一番最後のパラグラフおよんでおりますが、そういったアナログでない熱感知器出入口付近の
0:16:30	放射線量が低いところにあるアナログ式の熱、市の煙へ怖いで空気の流れも勘案すると、その空気の流れの液石である、ループ室内の放射線量が低いところのアナログの権利感知器、こういった感知器によってですね。
0:16:46	感知が可能というふうに考えてございます。
0:16:49	別途資料 3 の構成は以上で、すみません、一番最後に 11 ページには、今申し上げたようなことをですね、同じく空気の流れというものも勘案して感知ができるというものを図示したものでまとめさせていただきました。
0:17:05	以上、資料 1 が基本設計方針、資料 2 が補足説明資料への算出方法の内訳を反映したものを検査最後、資料 3 がですね、十分な保安水準に対する適合性も
0:17:23	考え方を整理、抽出整理したもので異常の構成でございます。すみません、ご質問ご確認英語等よろしく申し上げます。
0:17:34	はい。
0:17:36	原子力規制庁のイワノです。それではですね質問に移りたいと質問に移りたいと思うんですけど、まず冒頭ですね、今ここで今ナンバー1 から 3 まで三つ説明していただいたんですけども、今回については一番大きなところ重いとこである三つ目の技術基準の適合性というところを通過

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:56	的に質問、確認させていただきたいと思っています。具体的にどういふに設定確認するかっていうところなんですけれども、
0:18:06	資料1の2枚目のところですね、の三つ目の矢羽のところ、本設計方針において十分な保安水準を確保するっていうことは、括弧書きのところっていう定義なんですよっていうふうに書いてあって、これが、
0:18:21	これ、この括弧書きのところの内容をそれぞれ三つ、四つのエリアでしっかり達成しますよっていうことだと理解しているんですけど、
0:18:32	じゃあそのこの括弧書きのところ具体的にどういふことなのかっていうのを確認した上で最終的にはその四つのエリアについて、今、資料3の中でそれぞれ細かく説明されてますけれども、通す括弧書きの内容がこの資料3で説明している内容にしっかり関連について、
0:18:49	いるということは今後確認確認するっていうそういう流れで進めたいと思ってますんで、まず矢羽の三つ目の括弧書きのところはどういふ内容なのかっていうところについて、一つずつ確認していきたいと思うんですけど、
0:19:09	えっとですねまず一つ目のところで括弧書きのところ、火災防護上重要な機器等っていうふうな文言があるんですけども、この機器の言葉がさセキの範囲について、まず前提条件として、確認したいんですけども、
0:19:25	新規税新規基準の施行にの申請書の中で、資料7の発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書っていうのの中の3.1のポツのところ、火災防護を行う機器等っていうのが選定されています。
0:19:43	で、こちらとしては当然、そこにそこで選定された機器っていうのが、
0:20:04	すいません少々お待ちください。
0:21:15	すいません規制庁のイワノです。ちょっとすいません。お手間をとらせて恐縮なんですけれども、今資料を新規性基準の接公認の申請書の火災防護に関する説明書っていうのを確認することは可能でしょうか。すいません原子力事業本部の方、お願いします。
0:21:55	すみません、検知規制庁のイワノです原子力事業本部聞こえますでしょうか。
0:22:00	はい原子力事業本部で1000Kをセキ超えております。すいませんとしてはお示しするところをちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。はい、お願いします。
0:22:15	すみません、原子力事業本部、
0:22:18	もう一度先ほどおっしゃっていただいたことをお伺いして催しでしょうか。はい、えっとですね。
0:22:25	新規性基準の施工認の申請書の中にある資料7の火災防護に関する説明書ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:35	こちらを確認することはできますでしょうか。
0:22:42	はい、確認できます。
0:22:46	すみません、ありがとうございます。
0:22:48	東京支社の方はいかがでしょうか。
0:22:51	よろしいですか。はい、すみません事業本部においては確認できるということで説明させていただければと思います。
0:22:59	ええと、今、新規性基準の接公認の資料7の申請書の中で、中の3.1というところで火災の防護を行う機器っていうのを選定していると思っているんですけども、
0:23:16	確認したいとしていただいていると思うんですけども、当然新規基準の設計通せ工認と。
0:23:25	今回、説明している中で使ってる
0:23:29	火災防護上重要な機器等っていうのは同じものをさせているという認識でよろしいでしょうか。
0:23:39	お願いします。
0:23:40	はい。
0:24:21	はい、原子力事業本部、ウシジマでございます。すみません。お時間とりまして恐縮です。今お手元で説明シオンをご確認いただいているとする荒川窃盗説明書を添付なのですね。
0:24:38	7ページのところを御確認いただきたいのですが、7ページのところで、別途経費しておりますのが窃盗か最後に恩給な機器というのが、この
0:24:52	aポツの上の段ですね、別途また書きのところで安全停止に必要な機器と放射線物質とちよする機器等を火災防護上重要な機器とすると、そういう定義してございます。これがまず説明書の中で登場する。
0:25:10	生活保護重要な機器というキーワードでございます。
0:25:23	規制庁の岩田です。イワノです。少々お待ちください。
0:25:28	はい。
0:25:31	ここ、
0:25:34	これは、
0:25:38	規制庁のイワノです。すみませんお時間をおとりしてすみません。今の説明は同じも今回の申請で言っている用語と新基準施行にできている用語が同じもの、同じ定義のものだというふうな
0:25:55	回答だと認識してよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	はい。関西ウシジマでございます。江藤参考までにですね、資料3においても登場しますので今資料3のほうもちょっと御確認いただきたいのですが、資料3の中でですね。それと1ポツの技術基準。
0:26:18	規則への適合性についてというところ私ども展開しているところの2段目のパラグラフまたは下記の十分な保安水準の確保とというところで、原子炉安全停止機能を有する機器等または或いは放射性物質の貯蔵
0:26:35	または閉じ込め機能を有するきちっと以下火災防護上重要な機器等と言うとしておまして、これは先ほどご紹介しては、説明書等の考え方は同じでございます。
0:26:55	規制庁のイワノです。考え方は同じだっていうのはわかりましたじゃ具体的な機器としては、新規性基準の設計、工認の申請等説明書の中で、例えばですね、14ページ、17-14ページ以降のところ具体的な機器のリストってものがずっと表になっていると思うんですけども、
0:27:14	当然この機器がこの湯言葉で言っているものに対応すると、そういう理解でよろしいですか。
0:27:29	関西ウシジマでございます。今おっしゃってるところはこちらを指している。
0:27:36	ところではございますが、はい。すいません御質問、御確認の意図があって、少しこちらを組みかえられてますので、今申し上げた点についてはその通りでございます。
0:27:48	規制庁のイワノです。矢羽の三つ目のところの括弧書きのところの定義の意味を確認するにあたって当然の前提条件なんですけども。
0:28:00	等火災防護上重要な機器等っていうのが具体的に何を指してるのかっていうのを前提条件として確認したかったってことですね。はい、それだけになります。具体的にはこれと同じ定義でさせているものもこれであるという回答いただいたところなんですけれども、
0:28:18	二つ目の質問ですね、これもまたちょっと前提条件に近い話なんですけれども、⑤と⑥のエリアにある脱塩塔っていうものについてちょっとお伺いしたいんですけども、この脱塩塔が込まれること⑥のエリアは、こういったその重要な機器等がないっていうふうな説明が
0:28:36	資料3の中でされてるんですけども、
0:28:39	この立つ円筒っていうのは、原子炉の停止冷却後放射性物質の放出抑制を確保する機能を有していないため、放射性前と防護の対象で、この重要な機器等に選定されていない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:54	もしくは等放射性物質を貯蔵する機器でもかつ、またかつ放射性物質を貯蔵する機器でもない、そういう整理をして統合 5 番と 6 番のエリアについては重要な機器等はないとそういう整理をしているという理解でよろしいですか。
0:29:17	関西ウシジマでございます。今表等もご覧いただいているかと思えます。安全停止に必要な機器のリストがですね、17 枚物あたりで展開されてその時にですね、放射性物質の閉じ込めの機器等のリストも出て参りますが、その部分について今の脱塩塔、
0:29:37	のであるとかバルブといったものがここに含まれてないということであります。
0:29:47	規制庁の岩間です。設置しました。ではあの前提条件、そういう整理で 5 番と 6 番の脱塩塔っていうのは重要な機器等には通していないという、そういう整理をしているということで理解いたしました。はい、では続いてなんですけれども、三つ目の矢羽のところの
0:30:08	内容についてちょっと次に進んでいきたいんですけれども、
0:30:14	今ですね、火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定するっていうふうに書いてあるんですけれども、この限定と火災の影響を限定するっていうのは具体的に何を満たせば達成できるっていうふうに考えているのかを説明してください。
0:30:30	これを具体的に何秒以内に達成するっていうものがあるのであれば、そういう具体的なやつを出してもらってでも違う何か概念があるのであれば、それを説明してくださいって、これが最終的にですね、資料 3 の中で、
0:30:45	それぞれのエリアについて説明されてると思うんですけれども、
0:30:49	その説明、資料 3 に入っている説明と当然最終的には関連ついてくるはずだと思うんですね。なのでその間、資料 3 と関連づいているっていうことも踏まえて説明していただけますと幸いです。
0:31:06	はい。関西ウシジマでございます。これはまず論理の展開としてはですね前回までに、あのやりとりしていただいたところの繰り返しになるかと思えますが、それとまだ当該の⑤とか⑥のバルブ室とか脱塩塔というところに安全火災防護上重要な機器、
0:31:26	ダイトないんですけども、他にあるところのエリアに対してかけ波及的な影響を防止する観点から、このエリアは来ないエリアについてもですね、早期感知の観点から感知器を設置して、
0:31:43	対応しましょうということをこれまで審査会合等で御説明して参りました。その観点においてですね、今という今さんがおっしゃられたような、そのエリアの中で何秒で感知するという時間的な概念、こういったものは設定はしてございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:01	出た程度ここですね。同等な保安水準というものを御説明しているところはこの後ろに技術評価でも展開して参りますが、このこの脱塩塔設置エリアならば全と設置エリアで資料3として説明したときに、
0:32:18	3ページ目に出て参りますが、この他店等設置エリアも現状にもし感知器を設置するとした場合と、ここから込ま我々の設計上の工夫になりますが、排気ダクトというところにですね。
0:32:36	感知器を設置することで、これを大体と申しますか、対応するというごにございまして、このいずれの方法においても感知ができるということをもって、この方法で対応がとれていると。
0:32:51	いう(2)でございます。ですので今伊ワノさんがおっしゃられた要件ですね、何秒であればこれをクリアできるかといったような定義の仕方はしてございませんと。
0:33:06	今、すみません、ちょっとすべてにお答えできるかどうかあれですが、今の考え、資料3の考え方はそのような考え方でつくっております。
0:33:18	すみません、すみません火災対策室のモリヤですありがとうございます。今の御説明からすると、達成目標としては
0:33:29	そこの当該エリアで起こった火災について感知をすることができるってということ自体が達成目標だとそういうことでよろしかったですかね。
0:33:41	関西の木嶋でございます。今おっしゃった通りの観点が私どもの設定した観点でございます。
0:33:57	規制庁の今野です。説明については承知しました。ではですね、次に、同じ矢羽のところですね、早期の火災感知というふうに書いてあるんですけども、これも同じようにですね具体的に何を達成することができれば早期の感知が
0:34:14	になると、そういうふう設定しているのかを説明してください。
0:34:21	はい、監査ウシジマでございます。早期の火災感知という観点はこれ、そもそもの基準の制定の際の考え方に立ち返った事のやりとりになるのかもかもしれませんけれども、早期の火災感知を達成するために、
0:34:38	異なる感知器を組み合わせ、いろいろな火災の対応に対しても対応がとれるようにするという考え方でまず異なる感知器を組み合わせ対応がとれているというということと、あと加えて、バックフィットの要求にもございましたけれども、
0:34:55	款機器をですね。網羅的に設置するなり、障防法に基づく形で対応をとったことが今回の要求でございました。しかしながら今回ですね、そこを間違った対応ということによって今保安水準を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:14	過温満足しようとしてるわけですが、先ほどモリヤ様とのご質問にもお答えしたような形で、このエリアの中においてですね、天井に感知器を設置した場合とダクトにおいて換地者の感知器が設置した場合においてもですね。同等に感知ができると。
0:35:33	ということで異なる感知器を設置それぞれに設置していること、これらによって、早期の感知というものが対応がとれてると、そのように考えております。
0:35:58	監査室モリヤです。一応目標の確認なんですけれども、一般的な火碎に関して言うと、火災が発生したときに区画破綻しないこと、それから重要な機器があればその重要な機器に熱的影響もしくは
0:36:18	煙の影響等によって機能喪失しないというのがそれよりも早い段階で対応のための監事ができることってというのは時間的なというか
0:36:33	抽象的な時間ではありますけれどもそういう観点になろうかと思うんですけれどもその辺りのもうどういう状況に至らない。
0:36:45	こっちのものをどう感知するのかっていう中時間時間というのはなぜ抽象的にはなるんですけれども時間的な考え方っていうのはそこら辺の整理ってあります。
0:37:03	関西電力ヨシザワでございます。当資料 3-1 ページ目にですね、1 交通技術基準規則への適合性についてというところで、その辺りの考え方を記載してありますけども、
0:37:19	2 段落目の待った十分な保安政治の加工等ここで火災防護上重要な機器等ということで定義してありますけどもに対する火災の影響を限定しそう火災感知消火を行えることであると。
0:37:34	具体的にはというところで、これ前回審査会合でもご説明させていただきましたけども、火災防護上重要な機器等が設置され、かつ、当該機器等が火災の影響により機能喪失する恐れがあるエリア、
0:37:51	ここについてはですね、今モリヤ様がおっしゃられたあのエリア内の火災で火災防護上重要な機器等の機能に影響が出る前にですね、対応がとれるように早期感知というところは、おっしゃる通りかと。
0:38:09	来ますので、今回の号炉 90 のこのエリアについては、その次のエリアに該当するところでして、
0:38:22	隣接エリアへの火災の影響を早期感知というところ、それは火災防護上重要な機器等がない、或いは火災防護上重要な機器等が設置されていても火災の影響により機能喪失の恐れがないと。
0:38:40	いうところに該当しますんで、ARIの火災、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:46	その隣接エリア開口部等から火災が延焼する可能性があるって嫌と言う定義してますけどもに対する火災の波及影響、これ、
0:38:59	早期に感知すると、そういう意味で考えてまして、隣接エリアへの影響がどれぐらいの時間で及ぶかって言うのは火災の規模とかいろいろありますんでは一概に言えないですけども、
0:39:16	その隣接エリアね、影響が熱的に影響が及ぶ恐れて兆候ですね、早期感知というところが、我々の考えている保安水準ということで考えております。
0:39:37	規制庁のイワノです。少々お待ちください。
0:39:43	規制庁のイワノですお待たせしました。先ほどの説明の中で、同エリア内に重要な機器等があった場合には、その機器がの機能が喪失する前に火災をそ消化して影響を与えなくするみたいな説明があったやに聞いて認識したんですけども、
0:40:02	新規制基準のセックス工認の中で、そう同じようなもの防護方針になっていて、そういう説明をされてるんでしたでしょうか。もしされてるのであれば、新規制基準の施行にのところに書いてあるかっていうのを説明していただければ幸いです。
0:40:22	関西電力ヨシザワでございます。先ほど申しましたのは、火災防護上重要な機器等が設置されていても火災の影響により機能喪失するおそれがないというところ、これはの火災防護上重要な機器とそのものは、
0:40:40	またタンクであるとか、火災があっても、その影響を受けないというところを前に等をしております。
0:41:00	活性。
0:41:03	規制庁イワノです少々お待ちください。
0:41:08	4日からすみません意図にしろ規制庁の畠山です。すいませんちょっと先ほどお話ししたところをちょっと繰り返して確認させていただきたいんですけども、資料3のところでは火災防護上重要な機器等が設定される云々という記載があって、この火災も御上重要な機器等が設置されているっていうことの記載に、
0:41:28	今、タンクが含まれるっていう話をされたと認識しておりますが、そこの認識は合っておりますでしょうか。
0:41:38	はい、関西電力ヨシザワでございます。今回のこの56九十五、六90、この4エリアについて、十分な保安水準という説明させていただいてるんですけども、具体的には⑨の
0:41:54	使用済み樹脂貯蔵タンクは一つ、これが今申し上げたで火災防護上重要な機器等につきまして地帯でいけども、火災により機能喪失の恐れがないというふうに今整理しております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:11	これを使用済み樹脂樹脂貯蔵タンク、これ自体は、また先ほどの火災防護の説明書で表で重要な機器等を整理した表がありましたけども、そこにも使用済み。
0:42:28	樹脂貯蔵タンク、これが放射性物質の貯蔵閉じ込め機能を有する機器というふうに整理されておりますのでゆの申したような内容で考えてございます。
0:42:45	二重規制庁の方。
0:42:48	はい。
0:42:52	原子力規制庁の畠山です。ちょっとほんの仰ってたらいいとか、よく認識ができなかったんですけども、今回お話をされた。
0:43:03	要は⑨の部分というものは、
0:43:06	火災も重要な機器が設置されていて防護しなければならない設備エリアのエリアの中にもしなければならぬ機器があるという認識でお話をされているということでしょうか。
0:43:18	。
0:43:22	関西電力ヨシザワでございます。この防護対象として、まずは中実されると認識あるんですけども、下階への影響と言う面で考えたときに火災があっても影響を受けないと。
0:43:39	要請になるので、火災の影響を限定したというところからは外れるものというふうに考えてございます。
0:43:57	。
0:44:01	はい。
0:44:04	はい。
0:44:06	規制庁の伊ワノです。今火災の影響を受けないっていうのは、すいません、具体的にどうということ理由で受けないっていうふうにして説明しているのか教えて説明してください。
0:44:20	はい。
0:44:22	はい。
0:44:22	関西電力ヨシザワでございます。それと放射性物質の貯蔵閉じ込め機能を有する機器ということなので、放射性物質を内包しているというところで、火災でそのバウンダリ機能が喪失することがなければよいと。
0:44:40	いうふうに考えておりました、実際このタンク室についてはタンク、これ金属製のタンクでして、中にジュシありますけれども、真水でひたされた状態で保管されていると、あとはそこに繋がる配管しかないと。
0:44:57	いうそういうエリアになりますので、下階によってそのバウンダリ機能が喪失することはないというふうに判断してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:13	はい。
0:45:20	規制庁の関です。もう
0:45:25	今話ありましたけれども
0:45:29	私たちの認識としては 5 番 6 番に関しては、先ほどもう部屋に関しては定義 上火災防護上重要な
0:45:41	キトーはないと理解をしました。
0:45:45	9 番のところは火災防護上重要な機器はあるとして認識をしました。
0:45:52	まずそこまでエースでその上で関西電力はあるんだけれども何らかしらの理 由があって
0:46:02	別の定義を持ってきて
0:46:06	影響はないということを全然別の理由でもし
0:46:13	言っているという理解と理解をしたんですけれどもまず損論理関係としてはそ れでよろしいですか。
0:46:22	関西電力ウシジマでございます。今申し上げていることは今回の十分な保安 水準にあたって唐突に申し上げてることではございませんで、これまでもで すね、成果説明をしてきたものを繰り返してご説明しているところでございま す。
0:46:40	失礼ながら絵と資料 2 でご覧いただきますと、従前からですねプロであると か、放射性物質の放射線量が高い場所を含むエリアについての面に対応する かということを整理した結果ですね。
0:46:57	例えば 28 ページなどご覧いただきますと、
0:47:02	27 ページでフローがありまして 28 ページで、安全機能を有する機器の有無と いったところの中にですね、これ 5-1 の表でございしますが、例えば今の⑤と か⑥の脱塩塔バルブ室というところがばバルブエリアであれ、
0:47:21	脱塩塔いやっていうところは、安全機能を有する機器等の有無というところで、 ここはすみません、火災防護上重要な機器とおいていただきたいんですが、 所についてなしなしとなっておりますけれども、先ほどセキ様が認識でまとめて いただいた通り、
0:47:40	この⑨についてはですね、この部分はありとなっております、放射性物質の ちょうど落ち込み機能のものはあるとかあるのはあるという点で今先ほど吉沢 が御説明しましたのは、その次のこの表の右側のところですね。
0:47:57	エリア内の火災の影響により安全機能を喪失する恐れの有無といったところ で、先ほどの言葉で説明しておりましたが、そういったタンク等で金属配管であ ることから、その機能を喪失する恐れはないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:14	そのように整理してきたものでございます。その点については説明今まで十分でなかったかもしれませんが、これは整理を以下のこれまでもしてきたというところでございます、ちょっと婚礼についてですね。また説明の不足点とかあれば、
0:48:30	また配布のやりとりさせていただければと思います。はい。規制庁の関です。もう特にその説明がたないとかって話をまずしていくわけでもなくてちょっと整理学として、
0:48:44	なんですけどね。今言ってるあるんだけれども例外の話っていうのは、新規性基準のときに整理をされているっていうふうになんかちょっと聞こえたんですけどもその事実関係は昔から整理をされているのか、それとも今回持ち出しているこれから話をちゃんと聞かなきゃいけないよねっていう
0:49:04	意味ではどちらなんだろうかね。
0:49:29	実際、
0:49:30	関西電力ヨシザワでございます。再稼働の新規制基準の時はですね、火災区画に異なる2種類というところで、このエリアを含んだ火災区画全体の中で、必要なところに異なる2種類をつけると。
0:49:49	いう説明をさしていただいてまして、この観光施設については、とりわけ感知器をつけていないというところなんですけども、今回はその火災区画の中を網羅的に異なる2種類と
0:50:04	いうところで、このエリア個別で誠何種類を考える必要が出てきましたんで、改めてとこういった考え方を説明させていただいて、十分な保安水準というふう
0:50:21	に整理したいとそういう考えでございます。
0:50:36	規制庁の関です。議長の技術関係は終わって言いました。はい。
0:50:43	なんで副からいくとちょっと議論の始まりとしてなに陥つきちんと時代の議論しないといけないのかなっていうのをまずちょっと整理をしようと思っていて、そこからいくと56のところは、前新規基準のところからいっても防護対象の機器に当たらない当たるものはないということ。
0:51:02	であることそれから9番については多々あった上で
0:51:07	孫請がいいかどうかまたこれから話しますけれどもあらたの主張したいということで一応理解事実関係としては理解をしました。私から以上です。
0:51:33	はい、関西電力シームでございますありがとうございます。今の御理解いただきました件ですね、今回設工認の中で、そのバックフィットを踏まえた形で詳細になってるんですか。障防法の設置か施行規則に基づいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:53	部屋の高さであるとか、そういったことを考えとか針を勘案しながらですね、パンチ方式等は必要個数が適切であるかということですね、再稼働審査の時にはなかった。
0:52:10	議論として、細かくエリア終わって確認していることによって、この辺りは具体的な話として、ケアをそのままを明確に議論させていただくことになったというものでございます。加えて、資料2の中ですね。
0:52:27	1ページ目のところに漫画としてかイメージ図書いておりますけれども、従前であればこの火災区域であれば、火災区画であれという区分の範囲ですね、感知器の設置というものを御確認いただくということで進めてきたのが再稼働でございますが、
0:52:44	それをさらに分割したエリア単位で回って加えて、今あのご報告にいただきましたように、その機器がですね、このエリア単位で細かく見たときに、柳井の家市政隣接への影響はいかがかといったところは、まさしくこの設工認の
0:53:03	この断面になって議論させていただいてるところでございます。すいません。同じことの繰り返しになったこのしませんが、以上でございます。
0:53:15	はい規制庁の関です。もう
0:53:18	どっちかと言えばですね、もうちょっと今日も資料を見させていただきまして、ちょっと最後に費話をしようかなと思ってたんですが、
0:53:29	もう
0:53:31	何て言うかな
0:53:36	先ほど資本が市おっしゃられていた方が
0:53:43	設計目標周りとかですね方針というのがちょっとやはりさっきお話しいただいた範囲だと結構すっと落ちるような形ですね、聞こえるんですけどもちょっと書面上にまず、
0:53:58	落ちていないというのがやっぱり私たちとしては、
0:54:04	わからないところの一番引っかかっているところなんですやっぱりどこを目標に持ってきた同等の設計をしたいのかっていう目標が見えないっていうのがちょっと一番痛いところなので、そこを先ほどおっしゃられたことを基本にして少し整理して、
0:54:21	書類として示していただいて、それでさっき言わ無かったですけれども、
0:54:29	最初の資料1の2ページ目のところの三つ目の矢羽ですよそこの関連性からちゃんときちんと落としていただいて目標があるんでその上で、その設計の妥当性評価として、
0:54:47	何を示さないといけないのかなっていう形でちょっと整理をしていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:54	何かちょっとそこが見えないと先ほど言ったようなその時間が何だってあるとかですね、実際に評価結果のところは時間の話が一生懸命書いてあったりもするので、ちょっと総合議論が本当に必要なのかなっていうのが正直よくわからないっていうのがちょっと私の
0:55:11	受けとめなんですけれども、ちょっと
0:55:16	ざっくばらんにお話ししてしまいましたけれども等を何となくご理解いただくことができますでしょうか。はい、ちょっと多いコメントのほうをお願いします。
0:55:26	家関西電力ヨシザワでございます。我々、ちょっと先ほどお話しした内容で資料を作ったつもりではあったんですけども、やはりその目的であるとか、何をねらっているところが十分書き切れていないと。
0:55:45	ということかと思えますんで、改めてですね、整理だてて、ちょっと資料づくり、資料書き直したいと思えます。その上で、その設計が十分な保安水準の確保、
0:56:00	それ設計になっているかどうか、これをご判断いただきたいと思えます。
0:56:10	規制庁の杉です。一応わかりましたじゃちょっとそれをそれはそれでお願いしたいと思えます。その上でちょっとまた事実確認してとこ幾つか残ってますのでそこは今も儲から進めます。
0:56:27	規制庁の伊ワノです。では続き次のポイントの確認事項に移りたいと思えます。すいません資料3-1ページ目のところにあるですねこれもちょっと言葉の定義の問題なんですけれども、波及的影響防止するっていうワードが何回か出てくるんですけども。
0:56:46	これも同じようにですね具体的に何を満たせば達成できるのかっていうところを説明してください。
0:56:55	はい。
0:57:14	関西電力ヨシザワでございます。ここで波及的影響の防止というところで意図しているのは、そのエリア内から隣接エリアに火災の熱影響と影響がおよんでですね。
0:57:32	その隣接エリアにある火災防護上重要な機器等が機能を喪失すると、そういう影響を防止すると、そういうことを意図しております。
0:57:52	規制庁の伊ワノです。説明衝突しました。
0:57:56	ではですね、スズキ、
0:58:00	はい。
0:58:01	一つお待ちください。
0:58:08	規制庁の鈴木です。
0:58:10	今の説明だと、DB設備その周辺にある。
0:58:16	防護対象の設備がDB設備だった場合は影響軽減の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:21	基準の規定に対しての説明のように、
0:58:25	聞こえるんですけど、同じ意味合いですか。
0:58:36	関西電力ウシジマでございます。火災の影響軽減のところはですね、私どもの設計対応とか解釈ではですね、安全停止機能を要求される機器について、仮に火災によって、片一方の安全系の機能、
0:58:54	が喪失したことがあったとしてもですね、もう一つの残る安全機能が影響を軽減されてはサクセス発と言いますか。それがきちんと確保されるように防護対策を施すということが影響軽減でございます。
0:59:12	それはどちらかって安全系の一つがダウンしても、もう一つが大丈夫という意味合いで見ております。ただこの部分を今ここで見ておりますのでBのその(A)サクセスたちを守るという立ち位置ではありませんで、
0:59:28	例えば資料2で見いただきますと資料2-2ページの2ポツの放射性物質線量が高い場所を含むエリアの弁設置場所周辺についてというところで審査基準の紐解いて、
0:59:44	設置場所の条件を整理して書いておりますけれども、これの一番下四つ矢羽があるうちの四つ、4番目に安全機能を有する機器が設置されていないエリアについては、エリア外の安全機能を有する機器への火災影響防止するため、
1:00:01	エリア外への漏えい延焼の兆候を早期感知することが必須であるとその火災ですね、これ例えば隣の部屋の機器がですね、ダメージを受ける受けないとかそういったことよりももっと前に、
1:00:16	早期に感知するという目標立てて、設定しているものでございますそれに照らして、この機器のないようなところにもですね、感知器が設置するするわけですが、天井につけるのが適切でない場合でも、
1:00:34	家排気ダクトに設置することで対応しようというのは、先ほど来の具体的な設計の話に繋がっていくわけでございますが、きちんとお答えになってますかね。規制庁スズキです理解しました。
1:00:47	そうすると、
1:00:49	SA設備の話については、火災の波及的影響の防止はないということですね。
1:01:00	はい、赤瀬島でございます。あとSA機器を防護する対象物として見て波及的影響防止するというのはございません。わかりました。ありがとうございます。
1:01:28	規制庁の止野です。
1:01:33	少々お待ちください。
1:01:36	もうね。
1:01:37	いや、なんでございます。
1:01:42	えっと次の質問はじゃあ、これは飛ばしますね。後期もう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:47	熱影響がっていう話を聞いたので、
1:01:54	569 の話に行きます。
1:01:56	資生堂のイワノですお待たせしました。えっと次の確認事項なんですけれども、5番と6番と九番のエリアについてなんですけど、
1:02:05	当該エリアで火災が発生した際に、他のエリアに他のエリアへの影響っていうのがどの程度あるか、ほかのエリアの周りのエリアにどれくらい影響が伝播しやすいか難しいにくいかというところを確認したいんですけども、
1:02:20	5番と6番と九番のエリアについては、火災防護審査基準の2.3ポツのところの影響軽減という観点があると思うんですけども、これでそれぞれ2.3のどの項目に、5番と6番と九番のエリアがそれぞれ
1:02:37	該当してどの項目を満たして影響軽減を達成することとしてのかっていうのを説明してください。
1:02:54	もしないような
1:03:15	サブチームでございましたら今ちょっと確認しておりますので少しお時間をください。
1:03:26	そのイワノでしょってしまいました。
1:03:45	その過程で
1:03:49	の熱影響って
1:03:52	軽減されるっていうことになってるんですかそれとも熱影響もそのまま回ってて煙がいっぱい出てくるっていう想定してるんですけど。
1:04:09	関西全力ヨシザワでございます。熱影響につきましてはシンプル配管室のエリア内に設置してするアナログでない熱感知器、これで感知できると思ってまして、異なる2種類というところで煙についてどうするかと。
1:04:27	いうところで、熱と一緒に煙が上がるというところは、考えておりませんで、まあ煙な
1:04:37	○物質のところに行くというところで、そこを
1:04:45	管理するという熱のほうか、おそらく前感知するとは思っておりますけども、異なる2種類というところを考えるとループ室内で念のため煙で感知できるようにということで、設計しております。
1:05:03	わかりました。今の判断は考え方ですとループAと上に上がったときのアノールループ空間室のほうについては熱的影響までを考慮する必要はなくて、
1:05:16	スズキ影響経験フリーも熱を帯びてないんであれば熱の影響を考慮する必要がなくて早期感知のためだけの価値があるというようなイメージでよろしいですね。
1:05:29	はい、関西電力ヨシザワです。おっしゃる通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:38	規制庁スズキです。
1:05:42	モリヤが効いた細かい技術的なところはちょっとさておいてですね。
1:05:47	イワノが最初に聞いた。
1:05:50	波及的影響がないのかどうかというところなんですけど。
1:05:55	今の水位技術的な説明も聞いても結局、
1:06:00	波及的な影響はあるけれども、
1:06:05	悪影響はないよっていうふうに説明されてるように思うんですけど。
1:06:11	その波及的影響で
1:06:16	うん、波及的影響がないって、
1:06:20	というのは、どういう意味合いで波及的影響がないっていう説明なってるんですかね。
1:06:35	関西電力の須沢でございます。波及的影響については、隣接エリアにある火災防護上重要な機器の機能が喪失するということを防止するということで煙がそのエリアに流れていったというだけでは9.
1:06:55	影響があったというふうには考えておりませんで、煙が流れていってその煙で何かしら機器が機能喪失するところが防止できればよいというふうに思っております。
1:07:10	規制庁鈴木です。
1:07:14	つまり、悪影響が出なければ波及的影響はないっていう、そういう論理なんですか。
1:07:22	すいません決算すいません規制庁スズキです
1:07:28	悪影響がなければ波及的影響はないというそういうば防止できているというそういう論理なんですか。
1:07:38	はい、関西電力予算でございますと悪影響というのが昨日喪失というところを意図されているとしたら、おっしゃる通りかと思えます。今のその波及的影響を防止するという
1:07:53	言葉の定義なんですけど波及的影響って
1:07:57	あまり出てこない言葉でこれ耐震のほうだとかそっちのほうで出てくる言葉だと思ってるんですけどそちらと使い方であってます。
1:08:10	関西電力ヨシザワでございます。
1:08:15	あまりその悪影響防止と波及的影響の防止、これが使い分けあまり意識せずに使っておりましたけども、今改めて考えると悪影響防止という観点のほうが正しいと。
1:08:30	理解しております。ちょっと規制庁スズキするとちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:36	今言ったように波及的影響てきっちり書いてあるのは多分、耐震のところだとか、耐震の別記濃度だとかに
1:08:45	書いてあると思うんですがそっちの使い方と合ってるかどうかそれから。
1:08:50	合ってなかったんであつてないから今言われたような何か修正したほうがいいかなっていうような話なのかっていうところもちよっともう1回確認をしていただけますか。
1:09:01	この場でこのままで結構ですので、はい。関西電力しれまでございます。今のおっしゃられた点の理解でございますが、あの地震の耐震の観点から波及的影響の防止という時にはですね、構造強度的にも耐震の観点から、
1:09:20	あるものがですね、地震によって損壊した場合に、その周りに歩き近傍の危険ですね、それによって波及的に構造強度的にも影響を受けるという観点から議論をしているものと理解してございます。それによって
1:09:37	比べましてといいますか、それとここで言っているものは異なりまして、採決と同じイメージで議論すると、その機能という点がですねえと煙影響するのか熱影響するのか、構造的にはどうなんだという議論を呼ぶという
1:09:55	ふうにちよっとこちらも理解をいたしましたので、確保使い方も含めてですね、ちよっと再考したいと思います。はい、規制庁スズキですそこを整理をお願いします。
1:10:13	規制庁スズキでちよっとお待ちください。
1:10:46	火災室モリヤです今までところは承知いたしました。最後にちよっと確認というか、さっきの569のところ、特にちよっと確認したいことが技術的な確認なんですけれども、
1:10:59	熱感知器煙感知器をダクト内に設置するというふうにされているんですけども、ダクト内の空気流多分●●(非開示情報)の風速あったかと思うんですけども、普通、
1:11:16	感知器の検定検定上の気流だともうちよっと少ない切ると予実毎秒40cmとか20cmとかそういう気流で測定してますけれどもその早い気流でも十分に感知、
1:11:29	機能自体は確保できるかどうかっていうのはその辺の確認されたかちよっと教えてもらえますか。
1:11:38	関西電力の遠藤でございます。今の御質問回答させていただきます。おっしゃる通りですね煙感知器については全停にのもんであれば20cm毎秒とか40設置毎秒ですね試験をしておって今の想定しているAとダクトの中の記述とい

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:56	最大で●●(非開示情報)になりますので、試験の結果からすれば明らかに大きな風速が流れているってということで、どうかということだと思わなければならないんですけど、
1:12:11	こちらの確認いたしましては、防災メーカーの方に問い合わせまして、防災メーカーですね、ヒアリングしましてその結果ですね、今の想定Aの部屋を想定火災、
1:12:26	今の切るんでございますと十分に感知性能があるというふうにご覧いただけるということは聞き取ってございます。以上です。了解いたしましたべし資料として別途金銭的機能資料とか仕切られているかと思っておりますので、そうその場でそういったことを時、
1:12:45	記載していただけますようお願いいたします。
1:12:50	関西電力ヨシザワでございます。関知する原理であるとか、その辺からの感知できるだというふうにご覧いただいておりますので、その辺も資料として整理したいと思っております。
1:13:22	。
1:13:24	火災室モリヤです。いただいた資料の関係についての質問を大体あったんですけども、過去にいただいていたちょっと図面関係でちょっと確認したい事項が1件できたんでそこだけちょっと確認させていただきます。
1:13:40	次、
1:13:44	答え対策室の田辺です。今まで提出いただいた図面をですねこちらで審査してきたところだったんですけども、技術をですね先日ちょっと
1:13:59	規制事務所の検査官の方から相談がありまして、ちょっと現場のほうで疑義が生じるところっていうもので報告が上がって参りましたので、その部分について、
1:14:14	ちょっと確認をしたいところが1個あります。
1:14:18	えーとですね、場所なんですけれども、
1:14:24	データ等廃棄物露呈の部分でして、
1:14:34	●●(非開示情報)の部分なんですけれども、お手元2図面と違ってすぐにわかりますでしょうか。
1:14:55	関西ウシジマでございます。防波堤社も含めて対応したいと思いますので今ちょっと図面類を準備しておりますので少々お待ちください。
1:16:04	関西電力原子力事業本部、ウシジマでございます。隣の鉄塔をご指定の建屋のエレベーションのところの図面を共有してみたのですが仰っている箇所はこの図面で相違ないでしょうか。
1:16:24	はいか材質のタナベです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:27	はい、そうですね図面で間違いないですね、このますはいすいません、●●(非開示情報)のですね、●●(非開示情報)のところなんですけれども、
1:16:40	ここは私、この図面上ではいいのかなと思っていたところなんですけれども、実際現場に人ここ何か●●(非開示情報)ような報告を受けていまして実際どうなっていますでしょうか。
1:17:34	関西電力大飯発電所から電気保修課ハマダです。今ご指摘ありました●●(非開示情報)がされたグループになりたいちょっと非開示情報ですが、こちらの●●(非開示情報)につきましては、●●(非開示情報)はございません。
1:17:53	申しますのもこの●●(非開示情報)とかですねこういったところに●●(非開示情報)と書いてございますけども、こちらの場合、●●(非開示情報)のエリアでしたらこういった●●(非開示情報)があつて、
1:18:10	その●●(非開示情報)っていうふうな表記をさせてございましてますので、当該のご指摘の●●(非開示情報)のところにはないという認識でございます。以上です。
1:18:35	。
1:18:38	はい、火災対策室の田辺です。わかりました。そうしましたらお手数なんですけれども、後日その場所のですね、ちょっと除塵などを提出していただけるとありがたいんですけれども、
1:18:52	あと確認なんですがこの●●(非開示情報)の部分というのは、これは●●(非開示情報)の部分で間違いないでしょうか。
1:19:07	写真の件は了解いたしました。ちょっと●●(非開示情報)のほうはちょっと
1:19:13	交通整理表のを確認いたしますので、ちょっとお待ちください。
1:19:23	関西電力の遠藤でございます。事業本部でも確認してまして交通整理表のほうでもですね、ここは●●(非開示情報)もあれば●●(非開示情報)も考慮しているってことですので、どちらもあるという認識です。
1:19:37	火災対策室タナベです。わかりましたそうしましたら写真の提出だけお願いします。以上です。
1:19:50	こういう発電所ハマダです。了解いたしましたは、写真提示いたします。以上です。
1:19:58	はい。
1:20:00	火災室モリヤです。今の件種ありましたが、一つ先ほどちょっと感知器の話、●●(非開示情報)で監視できるよって話のところちょっとだけほぼほぼメーカーが株もらってると思うので資料整理していただきたいんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:16	誤作動防止の対策とかも誤差と申しの面からも特に問題ないというように多分メーカー場合出しているかと思しますので、その辺もあわせて資料としてつけていただければと思います以上です。
1:20:34	関西電力エンドウです。承知いたしました。誤作動の関係で言うと非火災法でいうとメーター/s 以上では人浅いほう出るよってということもございしますので、その点は承知いたしました。以上です。
1:20:58	すみません、システムのイワノです。ではあのこういうところについては後日提出をお願いします。で、本日等いろいろ資料を修正してもらおうことになってると思うんですけどスケジュールの関係で、
1:21:19	すみません。少々お待ちください。
1:21:26	すみませんけれど規制庁の関ですちょっとスケジュールもハマダCOするんこれからするんですけども、
1:21:34	私考えて次回の審査会合をまでちょっと考えていることだけ申し上げますと、まず時期について8月中には1の終わりまでには1回やりたいなというふうに思っていますそれから、
1:21:49	資料については先ほど私、途中で申しあげましたけれども、
1:21:55	前回の審査会合である程度の方針を示しているところがあるので、
1:22:00	関西電力の第示されている資料の中で、
1:22:06	方針、また
1:22:11	見直しについての2ページの方針から具体的にどのような設計方針を立てるのかということ
1:22:22	とですね感知目標そうそのところの設計方針っていうのはやっぱりしっかり示していただきたいなというふうに考えてます。その上で、
1:22:31	設計方針との関連性をしっかりして欲しい。それから
1:22:36	それに見合う評価A評価っていうのは何が必要であってこういうことなんだっていうことが書類上綺麗になっているところをまず目標にさせていただいて資料の方修正していただきたいなというふうに考えております。
1:22:54	私から資料のイメージについては以上ですけどもまずここまで何かありますでしょうか。
1:23:00	特にないようであればそういう資料を作る上でどのくらい次、資料が出せるのかについて御回答いただければというふうに考えておりますあわせてお願いします。
1:24:04	はい、やっていたしました関西ウシジマでございます。今セキ様からおっしゃっていただいた趣旨をご理解の上です、8月中には審査会合で具体的な設計方針が感知の目標、設計の関連性、ここについてですね、展開して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:22	審査会合で御回答申し上げるということで承りました。その理解の上で、日計表資料ですね、こちら口頭では説明しながらも、書き切れてない点或いは言葉の使い方の適正化を図ると。
1:24:38	いった所提携したいと思っております。私どもの考えとしてはですね、7月末にですね、これらを反映した資料をお出してご確認いただいて、その上でヒアリングの必要要否等ですね。
1:24:56	またご確認ご判断いただければというような段取りで今シェアしてみましたけれども、イメージと合っておりますでしょうか。
1:25:10	はい。規制庁の関ですわわかりました時期的には量大体イメージ合ってますので、お願いしたいと思います。ちょっと繰り返しになりますけど。
1:25:20	ある程度は
1:25:25	資料の構成がAのところですねやはりちょっと目標何を置くのかっていうのがしっかりしてくるとですね
1:25:34	お互い話がかみ合ってくるのかなあ。
1:25:37	と思っております。その中で当然行ける日、これでいけるへ行けない部屋っていうのはまた
1:25:45	少し出てくるかもしれませんがけれどもやはりある程度方針を立ててですね、
1:25:51	ちゃんといけるとこいけなところをある程度ここ明らかにしていくっていうことがこれから必要だと思っておりますので、その方針でお願いをしたいと思います。
1:26:01	それからもう
1:26:04	ちょっとこれも繰り返しになっちゃうかもしれませんがさっきあのイワノのほうで九番の部屋の
1:26:10	防護対象機器の話ずっとしてましたけれども、ここの部分については論理だけで言うと、守る必要性があるんだけど守る必要性がないって言うように、
1:26:23	論理だけで言うんですね聞こえるんということになってしまうので、
1:26:30	もうちょっと何か今まで説明が食い違うんだよなっていうのがちょっと私個人的な印象としては持っているところがあります。ちょっとソフトこの先関西電力がどういう説明をされるのかっていうのは洗濯機は当然ありますけれども、
1:26:50	ちょっとそういう論理を本当に展開するのかがであるとか、もう或いは
1:26:58	当然守る気はあるとした上で、どのような守り方をされるのかっていう検討されているのかとかですねまあその辺についても幅広にお話し。
1:27:09	検討の上ですねちょっとどういう選択をされるのかということを考えていただければというふうに思っておりますので、思っております。これについては特にコメントは求めません。私から以上ですよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:25	はい。関西お尻までございます。やっぱ、本日入口の部分からですね、私どもの設定した保安水準の考え方についていろいろと考え方事実確認をしていただきましたその中で、私どもも説明の多額の点があったと理解しておりますので、資料に反映した上で、
1:27:44	保安水準に必要なものは何かということですね 7 月末の、また資料でもってご確認いただいて、その上で審査会合に臨めるかどうかというところまたご確認いただければと思っております。
1:27:56	よろしく願いいたします。
1:28:03	はい。
1:28:06	はい。
1:28:08	スケジュール等について承知いたしました。では、
1:28:11	規制庁から特に何も無いんですけども関西電力の方から全体通して何かありますでしょうか。
1:28:21	はい。Kase電力をしてしまっております。今大事なところの本政治も何でもて対応していくかといったことを議論させていただいておりますので、まずはこれをしっかりと固めていくことが大事だというふうには考えております。
1:28:37	このたらその上でですね、本日、あまり細かく入らなかった入り得られなかったんだと繰り返しておりますが、資料 1 のほうの基本設計方針ですね、これがおそらく本成長の合意に基づいて、
1:28:54	どの程度書くのがいいのかという話があると思っております、スターのちょっと気にしておりますのは、審査会合で、先ほどセキさんがまとめておっしゃっていただいたような機器上がりポイントですね、出て配合やったとした後にですね。
1:29:11	やはりその基本設計方針の書きぶりであるとか、補正であるとかそういったことは、次の段階としてあるかと認識しておりますので、ちょっとその辺りが私どもも、次のことも考えながらしっかり対応して参りたいと思います。
1:29:28	すみません、今の何か別に損先沼津市ハンセイ拳手止めるのが先と思っておりますので、その先のことは今ここでであろう良好というものではございませんが、すみません。そういったことも念頭に置きながらしっかり対応したいと思います。以上です。
1:29:47	はい、規制庁の関です。もう、そういう意味では今ウシジマさんおっしゃられたことはたCの考えてることはある意味なんかの中身の共通理解は得られて
1:30:01	あるのかなというふうに思ってます。やっぱり目標をしっかりと定めてそれが時基本設計方針に反映されるべきと考えているので、敷いてちょっとフォーム書きぶりであるとかその上での許可の整合性についてちょっと今日お話ししておりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:18	その辺がしっかりすれば当然議論ができてきて、
1:30:22	許可整合性も含めて、
1:30:25	適切な整理ができるものと私は考えておりますので、この順番で進めていただければ結構かと思えます。以上です。
1:30:35	はい。はい、じゃあこれまでもありがとうございます設置いたしました。
1:30:42	はい、規制庁のイワノです。ではそれでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:30:50	はいありがとうございました。失礼いたします程度ございました。ぜひ
1:30:57	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。